

高圧ケーブル・高圧気中開閉器更新工事仕様書

1 目的

本工事は高知県立幡多けんみん病院に設置されている電力需給用高圧気中開閉器及び高圧ケーブルが設置後 27 年と更新時期を超えており、絶縁破壊等の電気事故を防止するための更新を行うものである。

2 概要

(1) 工事場所：高知県宿毛市山奈町芳奈 3 番地 1 高知県立幡多けんみん病院

(2) 完成期限：令和 9 年 3 月 25 日

(3) 対象機器：高圧気中負荷開閉器（方向性・300A・LA 内蔵）1 式

高圧ケーブル（6KV・CVT100sq）1 式

別紙 配置図、幹線・動力ピット図、電気室詳細平面図 参照

（数量については様式一覧に添付の工事費内訳書による）

(4) 作業内容

ア 高圧ケーブル、高圧気中負荷開閉器は予備線側から更新を行い、受電回線を予備線に切替後に常用線高圧ケーブル、高圧気中負荷開閉器を更新することとし、両回線の高圧ケーブル、高圧気中負荷開閉器を実負荷で運用することが出来る手順とすること。受電回線切替は、事前に発注者と協議し日程調整すること。また、1 回線受電のみの期間はできるだけ短期間となるように計画すること。

イ 高圧ケーブルの更新は地中埋設配管が病院駐車場を横断しているため、作業時には作業区画の確保とともに車両・歩行者への周知・安全誘導を行うこと。作業は病院駐車場を利用する車両が比較的少ない日時に計画すること。

ウ その他、主任技術者立会試験・電力申請等、上記に付帯する手続き及び工事を行うこと。

3 工事の実施

本工事は、病院運営中での作業であるため、患者・スタッフ及び車両に注意するとともに、特に資機材の搬入・搬出時には十分に安全を確保し、作業を実施すること。

また、工事範囲において予定外の停電などの事態が発生した場合には、速やかに復旧し送電できるよう対応すること。

(1) 監理技術者、主任技術者

監理技術者又は主任技術者は高圧受変電設備の設置又は改修実績を有すること。

主任技術者は、1 級電気施工管理技士、2 級電気施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1 級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、電気工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ア 監理技術者又は主任技術者は、工事全般にわたり技術的管理を行うこと。

イ 作業の進捗を図るため、作業の実施前・実施中に受注者は発注者と十分な協議を行うこと。

(2) 工事実施計画書

工事着手までに当院の監督員へ提出すること。指摘があった場合は、指摘箇所を修正し速やかに再提出すること。

ア 工事工程

イ 監理技術者、主任技術者、担当技術者一覧及び経歴書

ウ 工事実施体制

(3) 完了検査

本工事は、工事完了届及び成果品を提出し、完了検査の合格をもって完了とする。

なお、工事完了後であっても、受注者の責による成果品の瑕疵が確認された場合は、速やかに修正を行い、発注者の確認を受けること。

4 成果物、提出書類等

(1) 成果物

ア 完成図書 1部 ファイル綴じ

(工事日報、試験成績書、出荷証明書、保証書、工事前後写真等)

イ 電子成果品 1部 CD、DVDまたはUSBメモリ

(2) 提出を要する事務書類

[着手前]

ア 現場代理人・技術者届 1部

イ 工事実施計画書 1部

・工程表

・監理技術者・主任技術者・担当者一覧(経歴書添付)

・工事実施体制

・協力業者概要

ウ 委任(下請負)承諾願 1部

[着手後]

ア 工事完了届 1部

イ 引渡書 1部

ウ 請求書 1部

5 その他

(1) 受注者は、工事の実施にあたっては、関連する法令及び条例等を遵守すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項があった場合、また、本仕様書について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議し指示に従うこと。

(3) 本工事の施工に際し、医療機関としての特殊性を十分認識し、当該仕様書に示されていない事項であっても、工事の性質上当然実施すべき事項は、本契約内で処理すること。

(4) 本工事により発生した撤去品(廃棄物)については、関連法規等を遵守し全て受注者が責任をもって適正に運搬・処分するものとする。

(5) 工事の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(6) 発注者が保有する本工事实施のために必要な資料は、受注者に貸与することができる。受注者は、貸与された資料について、速やかに必要箇所を複写し返却すること。複写した資料については、本工事終了後、速やかに溶解等により破棄すること。

(7) 本工事で知り得た情報を第三者へ漏らさないこと。特に、個人情報を含む書面及びデータについては適正に管理すること。

(8) 本工事に直接使用する用水・電力は無償支給するものとする。